

分類コード	X 1 - 1 - 1 - 02
保存期間	10年(令和17年12月31日まで)

秋 本 運 第 5 5 号
令 和 7 年 3 月 2 1 日

各 所 属 長 殿

秋 田 県 警 察 本 部 長

自動車運転免許試験実施要綱の一部改正について（例規）

自動車運転免許試験については、「自動車運転免許試験実施要綱の一部改正について（例規）」令和6年9月26日付け秋本運第958号。以下「旧例規」という。）に基づき運用してきたところであるが、この度、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、所要の整備を行い、令和7年3月24日から、別添「自動車運転免許試験実施要綱」のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧例規は3月23日をもって廃止する。

この担当 運転免許センター試験係
(☎735-332～335)

別添

自動車運転免許試験実施要綱

1 趣旨

本要綱は、秋田県公安委員会が行う自動車等の運転免許試験の実施及び秋田県警察本部長（以下「本部長」という。）が行う仮運転免許試験の実施に必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

本要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 法 道路交通法（昭和35年法律第105号）をいう。
- (2) 令 道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）をいう。
- (3) 規則 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）をいう。
- (4) 技能試験実施基準 「運転免許技能試験実施基準について（令和7年2月28日付け警察庁丙運発第17号）」をいう。
- (5) 技能試験採点基準 「運転免許技能試験に係る採点基準の運用の標準について（令和7年2月28日付け警察庁丁運発第64号）」をいう。
- (6) 自動車等 自動車及び一般原動機付自転車をいう。
- (7) 試験 自動車等の運転免許試験をいう。
- (8) 技能検査 法第89条第3項に規定する検査をいう。
- (9) 適性試験 法第97条第1項第1号に規定する自動車等の運転についての必要な適性の試験をいう。
- (10) 技能試験 法第97条第1項第2号に規定する自動車等の運転についての必要な技能の試験をいう。
- (11) 学科試験 法第97条第1項第3号に規定する自動車等の運転についての必要な知識の試験をいう。
- (12) 再試験 法第100条の2に規定する試験をいう。
- (13) 指定教習所 都道府県公安委員会の指定を受けた自動車教習所をいう。
- (14) 届出教習所 指定教習所以外の自動車教習所をいう。
- (15) 免許 第一種運転免許（以下「第一種免許」という。）、第二種運転免許（以下「第二種免許」という。）及び仮運転免許（以下「仮免許」という。）をいう。
- (16) 免許証等 第一種運転免許証、第二種運転免許証及びマイナ免許証（法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。）をいう。
- (17) 証紙 秋田県収入証紙をいう。
- (18) 手数料 秋田県公安委員会関係手数料徴収条例（平成12年秋田県条例第117号）に規定する免許に関する手数料をいう。
- (19) 警察署長等 指定教習所の所在地を管轄する警察署長、副署長（秋田中央警察署にあっては地域交通官）をいう。
- (20) 免許センター 交通部運転免許センターをいう。
- (21) 出張試験 免許センター及び指定教習所以外の施設で実施する試験をいう。

- (22) 試験官 試験を行う者をいう。
 (23) 管理者 指定教習所を管理する者をいう。

3 試験官等

- (1) 試験官の種別及び職務は、次に掲げるとおりとする。
 ア 主任試験官 試験についての指揮監督に関すること。
 イ 適性試験官 適性試験に関すること。
 ウ 技能試験官 技能試験に関すること。
 エ 学科試験官 学科試験に関すること。
 オ 管理者 当該指定教習所で行う仮免許試験についての指揮監督に関すること。
 (2) 免許センター長は、次の基準により試験官を指名するものとする。

試験官の種別	指名の基準
主任試験官	免許センターに勤務する主任以上の職員
適性試験官 及び学科試験官	免許センターに勤務する職員
技能試験官	免許センターに勤務する職員で、技能試験官として秋田県公安委員会の指定を受けた職員

- (3) 試験官の指名は、試験官指名簿（様式第1号）に登載して行うものとする。
 (4) 指定教習所で行う仮免許試験は、合否の決定を除き管理者に実施させるものとする。

4 試験の場所、受験申請受理日時等

- (1) 試験の場所、受験申請受理日時、試験の区分・方法及び受験申請者は、原則として次表のとおりとする。

試験場所	受験申請受理日時	試験区分・方法	受験申請者
免許センター	毎週月曜日から金曜日まで（秋田県の休日 を定める条例（平成元年秋田県条例第29号） に規定する県の休日を除く。）の免許センター長が指定する時間	免許に係る適性試験、学科試験、技能試験、再試験及び技能検査	秋田県内に住民登録を有する者（届出教習所に入所中の者の技能検査はこの限りでない。）
指定教習所	管理者が警察署長等から承認された日時	仮免許試験及び適性試験	当該指定教習所に入所中の者で、

			あらかじめ受験の申込みをした者
出張試験	免許センター長が指定する場所及び日時	第一種免許及び第二種免許に係る学科試験及び適性試験	あらかじめ受験の申込みをした者

- (2) 管理者は、仮免許試験及び適性試験の実施計画について、仮免許試験等実施計画報告書（様式第2号）により前月25日までに警察署長等に報告し、承認を受けるものとする。

5 免許申請書等の受理

免許センター長は、法第89条の規定に基づく免許の申請、その他の申請があったときは、次の申請書等を提出させるものとする。

(1) 技能検査の申請

- ア 技能検査申請書（様式第3号）
- イ 質問票（様式第4号）
- ウ 技能検査受検票（様式第5号）

(2) 初めて免許を取得するための申請

- ア 「免許証のない人」と記載した運転免許申請書（様式第6号）
- イ 質問票（様式第4号）
- ウ 受験票（様式第7号。地の色は白色とする。ただし、指定教習所を卒業した者の受験票は、青色とする。）

(3) 現に免許証等を有する者（仮免許証を除く）が異なる免許を取得するための申請

- ア 「免許証のある人」と記載した運転免許申請書（様式第8号）
- イ 質問票（様式第4号）
- ウ 受験票（様式第7号。地の色は赤色とする。ただし、指定教習所を卒業した者の受験票は、青色とする。）

(4) 免許の条件の解除（以下「限定解除」という。）又は条件の変更を行う者の申請

- ア 限定解除審査申請書（様式第9号）
- イ 受験票（様式第7号。地の色は赤色とする。ただし、指定教習所を卒業した者の受験票は不要とする。）

(5) 仮免許を取得するための申請

- ア 運転免許申請書（仮免許）（様式第10号）
指定教習所における申請は、運転免許申請書（仮免許）のほかに仮免許試験受験者名簿（様式第11号）を提出するものとする。
- イ 質問票（様式第4号）
- ウ 受験票（様式第7号。免許証のない人の地の色は白色、免許証のある人の地の色は赤色とする。ただし、指定教習所を卒業した者の受験票は、青色とする。）

指定教習所で実施する仮免許試験については、仮免許試験受験者名簿の提出をもって受験票の提出に代えるものとする。

- (6) 法第97条の2の規定に該当する者（同条第1項第4号の規定に該当する者を除く。以下「失効者」という。）が免許を再取得するための申請（以下「失効申請」という。）
 - ア 「免許証の有効期限が切れた人」と記載した運転免許申請書（様式第12号）
 - イ 質問票（様式第4号）
 - ウ 受験票（様式第7号。地の色は黄色とする。）
- (7) 法第97条の2第1項第4号の規定に該当する者が免許を再取得するための申請
 - ア 左上に「6か月超過」のゴム印を押なつた運転免許申請書（仮免許）（様式第10号）
 - イ 質問票（様式第4号）
 - ウ 受験票（様式第7号。地の色は黄色とする。）
- (8) 再試験の申請
 - ア 再試験受験申込書（様式第13号）
 - イ 再試験受験票（様式第14号）
- (9) 法第97条の2第1項第5号の規定に該当する者（以下「特定取消処分者」という。）が免許を再取得するための申請
 - ア 「特定取消処分者」と記載した運転免許申請書（様式第12号）
 - イ 質問票（様式第4号）
 - ウ 受験票（様式第7号。地の色は黄色とする。）

6 受験資格の確認及び申請受理

- (1) 受験資格の確認は、次により行うものとする。
 - ア 規則第17条及び第18条に規定する書類等により確認すること。
 - イ 法第89条第3項及び第96条の2に規定する受験資格は、路上練習申告書（様式第15号）を提出させて確認すること。
 - ウ 法第96条の3に規定する受験資格は、秋田県道路交通法施行細則（昭和39年秋田県公安委員会規則第7号）第16条の2に規定する取消処分者講習終了証により確認すること。
 - エ 法第100条の2に規定する再試験の受験資格は、規則第28条の3に規定する再試験通知書及び現有免許証等により確認すること。
 - オ 法第89条第3項に規定する検査合格証明書を受けている者の受験資格は、規則第18条の2の2に規定する検査合格証明書により確認すること。
- (2) 申請を受理したときは、次の手続をとるものとする。
 - ア 受理した順番に運転免許申請書へ一連番号（以下「受験番号」という。）を付し、受験票にも同一の番号を付して申請者に返還すること。

この場合において、当該運転免許申請書の「暗証番号」欄に記載をしない申請者に対しては、暗証番号の設定理由等について教示することとするが、その説明によってもなお暗証番号を設定しない申請者については、運転免許証の暗証番号に関する誓約書（様式第16号）の提出を求めること。
 - イ 試験の一部に合格し、その日から6か月以内に次回の試験を受けようとする者から申請があった場合は、規則第28条に規定する運転免許試験成績証明書（以下「成績証明書」という。）を提出させること。ただし、本県において一部合格した者につ

いては、合格した事項を証明した受験票の提出をもってこれに代えることができるものとする。

7 手数料の徴収

手数料は、次に掲げる時期に徴収するものとする。

- (1) 運転免許試験手数料は、申請書を受理するとき。
- (2) 当日学科試験に合格した者で技能試験を受けるものの車両使用手数料は、技能試験を実施するとき。
- (3) 免許証等の交付手数料は、免許証等を交付するとき。
- (4) 仮免許証の交付手数料及び仮免許証の再交付手数料は、仮免許証を交付するとき。

8 受験成績の記録

免許センター長は、申請を受理した後、免許試験成績記録簿（様式第17号）に免許の種類ごとに受験番号を付して申請者の氏名を記録するものとする。

9 適性試験の実施

- (1) 適性試験官は、適性試験を行ったときは、その結果を申請書及び受験票の所定の欄に記載するものとする。

なお、指定教習所で行う適性試験は、学科試験の前に実施し、その結果を申請書の条件欄及び仮免許試験受験者名簿に記載するものとする。

- (2) 身体障害者に対する運動能力に係る適性試験にあつては、「身体障害者に対する適性試験（運動能力）実施の標準について」（令和5年3月30日付け警察庁丙運発第7号）により、聴覚障害に係る適性試験にあつては、「聴覚障害者の運転免許の取得等に関する運用上の留意事項について」（平成28年8月8日付け警察庁丁運発第107号）によるものとする。

なお、適性試験官は、適性試験の結果、身体障害（運動能力又は聴覚障害）により、受験者に対して自動車の種類を限定し、又は必要な条件を付す必要があると認めたときは、その旨を申請書の条件欄及び受験票の備考欄に記載するとともに、身体障害者（運動能力）審査取扱書（様式第18号）又は身体障害者（聴力）審査取扱書（様式第19号）により、免許センター長に報告するものとする。

- (3) 適性試験官は、失効者に係る適性試験の結果、身体障害により当該申請に係る免許の合格基準に達しない者には、身体障害の程度に応じた免許の申請をさせることができるものとする。

10 身体障害者の受験相談

適性試験官は、身体障害者から受験相談を受けた場合は、前記9(2)と同様の検査を実施の上、身体障害者（運動能力）審査取扱書又は身体障害者（聴力）審査取扱書に審査結果を記載の上、免許センター長に報告するとともに、条件を付することによって免許の取得が可能な者に対しては、受験票備考欄に条件となるべき事項を記載するものとする。

11 学科試験問題の作成及び保管

- (1) 免許センター長は、試験の種別ごとに「学科試験の出題形式、出題範囲及び出題基準等について（令和5年3月30日付け警察庁丁運発第46号）」に基づき学科試験問題を作成するものとし、作成した学科試験問題は、学科試験問題作成簿（様式第20号）

に登載の上、施錠設備を有する保管庫に保管するものとする。

- (2) 警察署長等は、指定教習所で行う仮免許試験の問題を当該指定教習所に保管するものとし、管理者に対し仮免許試験問題受払簿（様式第21号）を備え付け、その状況を明らかにさせるものとする。

12 学科試験問題の指定

- (1) 免許センター長は、学科試験に使用する問題を試験開始時刻のおおむね1時間前に指定するものとする。ただし、出張試験に使用する問題は、試験実施日前の直近の勤務日に指定するものとする。

なお、免許センター長は、学科試験問題指定簿（様式第22号）により、指定の状況を記録するものとする。

- (2) 警察署長等は、指定教習所で行う仮免許試験の問題を試験開始時刻のおおむね1時間前に指定するものとする。ただし、土曜日に試験を実施する場合は前日に、実施日の前日が休日（指定教習所の定める休日を含む。）のため指定できないときはその前日に遡って指定するものとする。

なお、警察署長等は、仮免許試験問題指定簿（様式第23号）により指定の状況を記録するとともに、管理者に対して仮免許試験問題指定受理簿（様式第24号）に指定の受理状況を記録させるものとする。

13 学科試験の問題数及び試験時間

- (1) 第一種免許（小型特殊自動車免許（以下「小型特殊免許」という。）、一般原動機付自転車免許（以下「原付免許」という。）を除く。）及び第二種免許の試験は、問題数95問（イラスト問題5問を含む。）とし、試験時間は50分とする。
- (2) 小型特殊免許及び原付免許の試験は、問題数48問（イラスト問題2問を含む。）とし、試験時間は30分とする。
- (3) 仮免許の試験は、問題数50問とし、試験時間は30分とする。

14 学科試験の実施

- (1) 学科試験官は、受験者を受験番号順に着席させ、申請書に貼付された写真と照合して受験者本人であることを確認するとともに、試験に先立ち次の事項について説明するものとする。

ア 答案用紙の書き方

免許種別、教習所卒業の別等の記入方法を説明すること。

イ 試験中の注意事項

- (ア) 携帯電話等を使用した不正行為の防止のため、当該機器の電源を切らせるなど必要な措置を指示すること。

- (イ) 試験時間中の着席、他の受験者に対する迷惑行為及びカンニング等の不正行為の禁止を指示するとともに、不正行為を発見した場合は、試験を中止するほか、一定の期間、試験の受験停止処分となることを説明すること。

ウ その他必要事項

- (2) 学科試験官は、替え玉受験、カンニングその他不正な受験を防止するため、試験会場ごとに2人以上立ち会うものとする。
- (3) 学科試験官は、受験者に対し難解又は不明瞭な文字の教示及び試験実施上の必要な

指示以外の助言をしてはならない。

- (4) 指定教習所で行う仮免許試験は教習所の施設内で行うものとし、管理者及び管理者の指定する試験補助員が、立会いその他の事務を行うものとする。
- (5) 警察署長等は、指定教習所に随時係員を派遣して試験に立ち合わせ、試験が適正に行われるように指示するものとする。
- (6) 警察署長等は、前月の立会い状況を翌月 5 日まで運転免許センター長に報告すること

15 学科試験の採点

- (1) 学科試験の採点は、原則として主任以上の職にある者の立会いのもとに 2 人以上で行い、採点結果に誤りのないことを確認するものとする。
- (2) 指定教習所で行う仮免許試験の採点は管理者及び管理者が指定する試験補助員に行わせるものとし、採点の結果を仮免許試験受験者名簿に記載し、試験答案は管理者に保管させるものとする。

なお、警察署長等は、指定教習所に随時係員を派遣して採点の立会いを行わせるものとする。

16 学科試験の合格発表等

- (1) 学科試験官は、学科試験の結果を免許試験成績記録簿の合否欄に記載し、免許センター長に報告の上、電光掲示板又は口頭により合格発表を行うものとする。
なお、出張試験における合格発表は、主任試験官が掲示又は口頭により行うものとする。
- (2) 学科試験に合格した者で、技能試験を県内で受験する者に対しては当該受験者の受験票に「学科合格」の印を押なつて交付し、技能試験を県外で受験する者に対しては規則第28条に定める成績証明書を交付するものとする。

17 技能試験及び技能検査の使用車両

技能試験及び技能検査は、秋田県公安委員会が指定した試験車両により行うものとする。ただし、やむを得ず試験車両以外の車両で技能試験を受けようとする者には、試験車両持込申請書（様式第25号）を提出して行わせることができるものとする。

18 技能試験及び技能検査コースの作成及び指定

- (1) 技能試験及び技能検査に用いるコースは、技能試験官が免許種別ごとに技能試験実施基準に基づき作成し、免許センター長に報告するものとする。
- (2) 免許センター長は、技能試験コース指定簿（様式第26号）により、技能試験に用いるコースを指定するものとする。

19 技能試験及び技能検査の実施方法

技能試験は、技能試験官が技能試験実施基準に基づき実施するものとし、受験者には試験方法、試験コース及び試験実施上の注意事項を説明するものとする。

20 技能試験及び技能検査の合格発表

技能試験官は、試験の実施結果を技能試験実施簿（様式第27号）及び技能試験採点基準に定める技能試験成績表により免許センター長に報告の上、電光掲示板又は口頭により合格発表を行うものとする。

21 技能試験の中止

免許センター長は、暴風雨、地震、積雪等のため適正な技能試験ができないと認めるときは、試験を中止できるものとし、大型自動二輪免許及び普通自動二輪免許の技能試験においては、滑走事故や転倒事故の防止のため、原則として毎年12月1日から翌年3月31日までの間は休止するものとする。ただし、気象条件が良い場合は実施できるものとする。

なお、技能試験受験者が多数となることが予想され、試験業務に支障があると認めるときは、その種別の技能試験を予約制にすることができるものとする。

22 仮運転免許証の作成及び交付

- (1) 仮運転免許証（以下「仮免許証」という。）は、免許センターで行った試験に合格した者に対しては、即日交付するものとする。
- (2) 免許センターで行った試験における仮免許証の作成は、次によるものとする。
 - ア 運転免許申請書（仮免許）及び添付書類を確認すること。
 - イ 仮免許証番号は、交付年の西暦年号下2桁の次に4桁の一連番号を付し、暦年ごとに更新すること。
 - ウ 免許センター長は、合格者の申請書を仮免許台帳として編てつし、交付の日から1年間保管すること。
 - エ 写真には、本部長の印を刻印すること。
 - オ 記載する文書は楷書、数字は算用数字とし、色は黒色とすること。
- (3) 仮免許証番号の付与は、仮免許証番号簿（様式第28号）及び仮免許証出納簿（様式第29号）に登載し、交付の状況を明確にしておくものとする。
- (4) 指定教習所で行った試験における仮免許証の作成は、次によるものとする。
 - ア 仮免許証の作成（刻印を除く。）は、管理者が行うものとし、仮免許証用紙は仮免許証用紙受払簿（様式第30号）により明らかにしておくものとする。
 - イ 免許センター長は、仮免許証用紙を仮免許証用紙交付簿（様式第31号）に登載の上、管理者に交付するものとする。
 - ウ 管理者が作成する仮免許証番号の付与は、仮免許証指定番号表（様式第32号）によるものとし、暦年ごとに更新するものとする。
 - エ 警察署長等は、試験に合格したと認める者について、管理者に仮免許証用紙に必要事項を記載させ、仮免許試験受験者名簿、仮免許試験実施結果報告書（様式第33号）及び学科試験解答とともに提出させて、可否の決定を行うものとする。
 - オ 警察署長等は、当該仮免許証の記載事項を確認の上、写真に本部長の印を刻印し、一括して管理者に交付するものとする。
 - カ 警察署長等は、交付する仮免許証と引き換えに仮免許証交付手数料を納付させるものとする。
 - キ 警察署長等は、必要に応じて管理者から試験関係書類を提出させ、可否の決定の資料とすることができるものとする。
 - ク 仮免許試験受験者名簿は、仮免許台帳に代えるものとし、警察署長等が交付の日から1年間保管するものとする。
 - ケ 免許センター長は、管理者が保管、管理している仮免許証用紙に誤記、汚損等が生じた場合は、仮免許証用紙受払簿に登載して処理させ、仮免許証用紙誤記・汚損

等報告書（様式第34号）により免許センター長を通じて本部長に速やかに報告させるものとする。

23 申請書等の返還

試験の不合格者の申請書及び受験票並びに一部合格者の申請書及び受験票は、申請者に返還するものとする。ただし、申請者から再申請があった場合は、返還した申請書、受験票をもって受理することができるものとする。

24 仮免許証の再交付申請又は記載事項の変更届及び仮免許証備考欄（裏面）記載要領 仮免許証の再交付申請又は記載事項の変更届は、次によるものとする。

(1) 再交付申請

ア 再交付申請は、仮運転免許証再交付申請書（様式第35号。以下「再交付申請書」という。）により行うものとする。

イ 免許センター長が交付した仮免許証の再交付申請は、免許センター長又は警察署長等が受理し、免許センター長が保管する申請書に基づき再交付するものとする。

ウ 警察署長等が交付した仮免許証の再交付申請は、申請者の住所地にかかわらず交付した警察署長等が受理し、保管している申請書に基づき再交付するものとする。

エ 再交付の申請があった仮免許証は即日交付するものとし、左上に「再交付」と朱書きするものとする。

オ 免許センター長及び警察署長等は、仮運転免許証再交付簿（様式第36号）を備え付け、再交付した仮免許証の状況を明らかにしておくものとする。

カ 免許センター長又は警察署長等が再交付申請を受理する場合は、再交付申請書の亡失・滅失状況を詳細に確認するほか、保管する申請書と照合の上、人定事項の確認状況を明らかにし、不正な再交付申請の未然防止に努めるものとする。

キ 免許センター長又は警察署長等は、再交付する仮免許証と引き換えに仮免許証再交付手数料を納付させるものとする。

ク 再交付申請書は、申請を受理した免許センター長又は警察署長等が交付の日から1年間保管するものとする。

(2) 記載事項の変更

ア 本(国)籍、住所、氏名又は生年月日に関する記載事項の変更届出は、免許センター長又は警察署長等が受理することとし、仮運転免許証記載事項変更届（様式第37号。以下「変更届」という。）により、届出を受理すること。

イ 記載事項の変更の確認は、変更の事実を証明する届出者の住民票（本籍（外国人にあっては、国籍）が記載されたもの。）の写しの提出を求めて行うこと。

なお、届出者が住民基本台帳法の適用を受けない外国人等においては、旅券等により確認すること。

ウ 変更届は、変更後の仮免許証の写しとともに届出を受理した免許センター長又は警察署長等が1年間保管するものとする。

(3) 仮免許証備考欄（裏面）記載要領

仮免許証の再交付又は本(国)籍、住所等の記載事項の変更を実施した場合には、仮免許証備考欄（裏面）記載要領（別表）のとおり記載し、届出者に交付すること。

25 再試験

(1) 再試験の要領は、次によるものとする。

ア 再試験受験申込書及び受験票の記載内容を添付書類等により確認し、所定の欄に試験年月日、受験番号を記載するものとする。

イ 再試験は、学科再試験、技能再試験の順に行い、学科再試験の不合格者に対しては技能再試験を行わないものとする。

(2) 免許センター長は、再試験不合格者に対してその者の現有免許を取り消し、次のとおり措置を講ずるものとする。

ア 規則第30条の4に規定する運転免許取消処分書を交付し、運転免許証を有する者にあつては運転免許証の返納をさせ、免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」という。）を有する者にあつては免許情報記録の抹消を行うものとする。

イ 取り消した免許が併記免許である場合は、残有の免許について運転免許証を有する者にあつては新たに運転免許証を作成してこれを交付し、マイナ免許証を有する者にあつては免許情報記録の書換えを行うものとする。

ウ 準中型免許又は普通免許に係る再試験の不合格者から仮免許の受験申請があつた場合は、適性試験を行い、合格した者には本要綱22の規定により、仮免許証を作成して交付するものとする。

26 外国等の運転免許による試験の一部免除

本邦の域外にある国又は地域（以下「外国等」という。）の行政庁又は権限のある機関が与えた免許を有する者が、法第97条の2第2項及び令第34条の4の規定により、第一種免許の試験の一部免除を受けようとする場合の取り扱いについては、「外国免許関係事務取り扱い要領」（令和7年3月4日付け警察庁丙運発第4号）によるものとする。

なお、当該申請者が提出した免許申請書及び受験票に、外国行政庁のゴム印を押なつて受理するものとする。

27 技能検査

秋田県に住民登録のない者で届出教習所において教習を受けている者が技能検査を受検する場合は、免許申請書類のほか、規則第18条の2の2第3号に規定する届出教習所において教習を受けている者であることを証明する証明書を提出させるものとし、検査に合格した者については、規則第18条の2の2第5号に規定する検査合格証明書を交付するものとする。

28 失効者に対する仮免許証の交付

免許センター長は、法第97条の2第1項第4号に規定する者から仮免許試験の受験申請があつた場合は、その者が受けていた免許の区分に応じて大型仮免許試験、中型仮免許試験、準中型仮免許試験又は普通仮免許試験の受験とし、当該免許に係る適性試験に合格した場合に仮免許証を交付するものとする。

29 合格者の申請書の取扱い

主任試験官は、試験及び限定解除審査の合格者数を運転免許試験合格者数報告書（様式第38号）により免許センター長に報告するとともに、当該合格者の申請書を免許センター長に提出するものとする。

30 棄権の取扱い

免許センター長は、受験者が次の各号に該当するときは、正当な理由なくして受験の

機会を放棄したものとみなして処理することができるものとする。

- (1) 試験の一部を拒否し、又は試験途中で退場したとき。
- (2) 受験申請後に必要な手続を執らなかったとき。

31 試験の停止等

法第97条の3第1項の規定に基づく試験の停止は、次の各号に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 試験官は、不正な手段により試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その試験を中止させるとともに、事案の状況を免許センター長に報告し、運転免許試験に係る処分上申書（様式第39号）により、試験を停止した日から1年以内の期間を定めて、試験を受けることができないものとする処分を上申するものとする。
- (2) 免許センター長は、前号の規定により、受験停止の処分が決定したときは、運転免許試験受験停止処分通知書（様式第40号）により、被処分者に通知するものとする。

32 合格決定の取消し

法第97条の3第1項及び第2項の規定に基づく合格決定の取消しは、次により行うものとする。

- (1) 免許センター長は、受験者が合格した後、不正の手段により当該試験を受けたものであることが発覚したときは、その者について、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）に基づき、合格決定取消処分及び同処分が決定した日から起算して1年以内の期間を定めて受験停止処分を行うものとする。
- (2) 免許センター長は、前号の規定により処分が決定したときは、運転免許試験合格決定取消通知書（様式第41号）及び運転免許試験受験停止処分通知書により被処分者に通知するものとする。
- (3) 試験官は、前各号のほか、試験に著しく迷惑を及ぼす言動及び態度をとり、試験官の指示に従わない者又は酒気を帯びている者に対しては、試験を中止するとともに試験場から退去させ、本人に反省を促し、指導するものとする。また、当該状況を免許センター長に報告するものとする。